昭和二十六年運輸省・建設省令第一号

第百二十四条の規定に基き、道路管理者の意見徴 取に関する省令を次のように定める。 路運送法 (昭和二十六年法律第百八十三号) 道路管理者の意見聴取に関する省令

第一条 地方運輸局長は、路線を定める旅客自動 可申請書の写しを添え、当該事案に関する道路 画の変更又は自動車の大きさ若しくは重量の増に基づく認可申請書(路線の新設に係る事業計 管理上の意見を提出すべき旨の通知をしなけれ じ。) の道路管理者に対し、許可申請書又は認 年法律第百八十号) による道路をいう。以下同 く、当該事案に係る道路(道路法(昭和二十七 るものに限る。) を受け付けたときは、遅滞な 臣又は地方運輸局長の権限に属する事項に関す 加を伴う事業計画の変更であつて、国土交通大 う。) 第四条に基づく許可申請書又は第十四条 十六年運輸省令第七十五号。以下「規則」とい 車運送事業につき道路運送法施行規則(昭和二 3 2

- とすることができない。 限は、道路管理者の同意がなければ十四日以内 べき期限を附することができる。但し、その期 前項の通知には、道路管理上の意見を提出す
- さ又は重量の増加を伴う事業計画の変更であつ 長が路線を定める旅客自動車運送事業につき規 合に準用する。 る事項に関するものに限る。)を受け付けた場 て、運輸監理部長又は運輸支局長の権限に属す 則第十四条に基づく認可申請書(自動車の大き 前二項の規定は、運輸監理部長又は運輸支局 2

(道路管理者の意見提出)

第二条 道路管理者は、前条第一項の規定による 通知を受けたときは、遅滞なく、地方運輸局長 理上の意見書を提出しなければならない に対し、左の各号に掲げる事項に関する道路管 左に掲げる事項の現況

幅員

こうばい 建築限界

曲線

見とおし距離

路面

橋りようその他の構造物の強度

防護さく、踏切施設その他の安全設 待避所及び停留所の位置

備

- 前号に掲げる事項の現況から見た当該自動
- 置があるときは、その措置及び措置に要する 者及び当該申請者においてなすべき必要な措 について当該自動車の運行のために道路管理 道路法の規定により、第一号に掲げる事項
- 管理者の意見の提出を受けたものとみなす。 きは、当該自動車の運行に支障がない旨の道路 した期限までに前項の意見の提出を受けないと 地方運輸局長が、前条第二項の規定により附
- 長が前条第三項の規定により、道路管理者に対 した場合に準用する。 し、道路管理上の意見を提出すべき旨の通知を 前二項の規定は、運輸監理部長又は運輸支局

(道路管理者の意見提出の特例)

|第三条 第一条第一項又は第三項に規定する許可 ことができる。 る事項に関する道路管理上の意見書を提出する という。)を提出する者が地方公共団体であつ 申請書又は認可申請書(以下「許可申請書等」 請書等に係る事案に係る前条第一項各号に掲げ あつては、運輸監理部長又は運輸支局長)に対 第三項に規定する認可申請書を提出する場合に 長である道路管理者は、地方運輸局長(第一条 る場合においては、当該地方公共団体又はその 請書等に係る事案に係る道路の道路管理者であ し、当該許可申請書等に添付して、当該許可申 て、当該地方公共団体又はその長が当該許可申

については、前二条の規定は、適用しない。 (上級庁への進達) 前項の規定により意見を提出した道路管理者

第四条 地方運輸局長は、国土交通大臣の権限に 受けたとき又は第一条第二項の規定により附し 属する事案に関し、道路管理者の意見の提出を かつたときは、遅滞なく、国土交通大臣に進達 た期限までに道路管理者の意見の提出を受けな しなければならない。

(道路管理者の意見を聴く必要がない場合)

第五条 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十 三号。以下「法」という。)第九十一条ただし 書の国土交通省令で定める場合は、次の各号の ・ずれかに該当する場合とする。

自 路線と路線を共通にする他の旅客自動車運送 による処分により運行することとなる事業用 法第四条第一項又は第十五条第一項の規定 動車の大きさ又は重量が、当該処分に係る

> 事業者の当該共通にする路線の部分において えない場合(当該共通にする路線の部分に限 運行する事業用自動車の大きさ又は重量を超

二 法第四条第一項又は第十五条第一項の規定 きさ又は重量が、車両制限令(昭和三十六年により運行することとなる事業用自動車の大 が存しない場合又は当該路線の部分の停留所部分を含み、かつ、当該路線の部分に停留所専用道路をいう。以下同じ。) に係る路線の 路(道路法第四十八条の四に規定する自動車国道をいう。以下同じ。)又は自動車専用道 高速自動車国道又は自動車専用道路に係る路 項に規定する最高限度を超えないとき(当該 政令第二百六十五号)第三条第一項又は第三 のすべてを廃止する場合において、当該処分 十九号)第四条第一項に規定する高速自動車 (高速自動車国道法 (昭和三十二年法律第七による処分に係る路線が、高速自動車国道

係る路線の部分に限る。) 当該処分により運行することとなる事業用自 存しない場合及び当該路線の部分の停留所の行われない場合(当該路線の部分に停留所が部分において停留所の新設又は位置の変更が 路線が、高速自動車国道又は自動車専用道路 線の部分に限る。 第一項に規定する最高限度を超えないとき 動車の大きさ又は重量が、車両制限令第三条 すべてを廃止する場合を除く。)において、 に係る路線の部分を含み、かつ、当該路線の (当該高速自動車国道又は自動車専用道路に 法第十五条第一項の規定による処分に係る

(処分後の道路管理者への通知)

第六条 国土交通大臣又は地方運輸局長は、第二 又は道路管理者の意見の提出を受けたものとみ 条第一項若しくは第二項又は第三条第一項の規 なされた事案について処分したときは、遅滞な 定により道路管理者の意見の提出を受けた事案 く、その旨を道路管理者に通知しなければなら

(道路管理者との連絡)

者の意見の提出を受けた事案又は道路管理者の第二項又は第三条第一項の規定により道路管理第七条 地方運輸局長は、第二条第一項若しくは 路管理者と密接な連絡をし、その運行の安全を いて自動車の運行を開始せしめる場合には、道 意見の提出を受けたものとみなされた事案につ 期さなければならない

第八条 前二条の規定は、運輸監理部長又は運輸

(準用規定)

支局長が、第二条第三項又は第三条第一項の規

又は道路管理者の意見の提出を受けたものとみ 定により道路管理者の意見の提出を受けた事案 なされた事案について処分した場合に準用す 六年七月一日から適用する。

この省令は、公布の日から施行し、

昭和二十

附

建設省令第一号 (平成二年一一月二九日運輸省・ 法律の施行の日(昭和六十年四月一日)から施

この省令は、道路運送法等の一部を改正する

設省令第一号)

(昭和六〇年二月五日運輸省・建

この省令は、昭和五十九年七月一日から施行

建設省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

(昭和五九年六月二二日運輸省・

省·建設省令第三号)

(昭和五三年一一月三〇日運輸

日) から施行する。 動車運送事業法の施行の日(平成二年十二月一 この省令は、貨物運送取扱事業法及び貨物自

省令第三号) 則 (平成七年五月八日運輸省・建設

この省令は、公布の日から施行する (平成一二年一二月二八日運輸

この省令は、平成十三年一月六日から施行す

省・建設省令第一八号)

省令第一〇五号) 則 (平成一三年七月一一日国土交通

(施行期日)

第一条 この省令は、道路運送法及びタクシー業 務適正化臨時措置法の一部を改正する法律の施 行の日(平成十四年二月一日)から施行する。 則 (平成一四年六月二八日国土交通

(施行期日)

省令第七九号)

抄

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施 行する。

令第六六号) 則 (平成一七年六月一日国土交通省

一日)から施行する。